作成・届出の指示を行うこととなる。その際には、当該事態の早期解消を期すためには的確かつ迅速に要請等を行う必要があることを踏まえ、要請等の対象となり得る事業者について、特定食料・特定資材ごとに、必要に応じて地方公共団体や関係団体等の協力を得つつ、把握・整理に努めるものとする。

（５）食料供給困難兆候等を想定した演習の実施

食料供給困難兆候等が発生した場合、本部の設置や、必要な食料供給困難事態対策の検討・実施など、本法及び本基本方針に基づく各種措置を効率的かつ効果的に講ずることが重要である。このため、食料供給困難兆候等の発生を想定し、当該事態に応じて必要となる措置や手続等を確認しつつ、実効性や課題を検証するための演習を平時から定期的に実施するものとする。

（６）国民各層における理解の醸成

食料供給困難事態対策が効率的かつ効果的に実施されるためには、その実施に当たる国はもとより、地方公共団体、農業者、食品産業事業者、消費者など国民各層の理解と協力が不可欠である。

このため、国は、平時から国内農業の重要性を始めとして我が国の食料をめぐる現状や課題、食料需給や価格動向等についての積極的な情報発信に努めるとともに、本法及び本基本方針に示す内容・考え方について丁寧に説明し、周知に努めるものとする。また、対策の実効性を高めるためにも、国は、食料や生産資材の輸入を行う商社などに対しては、代替輸入先や輸入ルートを迅速に変更できるよう平時からの情報収集や検討を行うこと、農業者や食品産業事業者に対しては、食料や生産資材の供給が減少するリスクを想定し事業継続するための方策を検討すること、消費者に対しては、正しい情報を見極め、パニックに陥ることなく適切な消費行動がとれるよう努めることなど国民それぞれが日頃から食料の供給不足に対応するための備えを行う重要性について、理解の醸成を図る。

２　食料供給困難事態の発生を未然に防止するため、食料供給困難兆候において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進

食料供給困難兆候が発生した段階における対策

食料供給困難兆候においては、事態の深刻化を防ぎ、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営への支障を避けることを目的として、本部において策定する実施方針に基づき、以下の予防的かつ初動的な対策を行う。

なお、食料供給困難事態に至った場合においても、食料供給困難兆候において実施する対策を必要に応じて強化・推進する。

（１）食料供給困難兆候の動向及び食料供給困難事態の発生の状況に関する情報の収集・分析

食料供給困難兆候が発生した場合には、事態の状況や推移を正確かつ即時に把握し、追加的な対策の必要性等を速やかに検討する必要があることから、本法第４条の規定による報告の徴収を強化しつつ、必要に応じ、これに応じない事業者や、買占めを行っているとの疑義情報のある事業者などについては、本法第21条第１項の規定に基づく立入検査を行うなどにより、情報の収集・分析を強化する。

（２）備蓄の活用

国内生産の減少や輸入量の減少等による供給不足に対処するため、公的備蓄がなされている措置対象特定食料等については、需給の見通しや価格動向等を踏まえ、計画的に必要量を市場に供給する。

なお、これら公的備蓄の活用に関して必要な手続等については、食糧法等の法令等の定めに基づき実施するものとするが、備蓄の供給量や時期等の内容は、本法に基づく実施方針と整合を図るものとする。

（３）出荷又は販売の調整に関する要請

食料供給困難兆候においては、実際に措置対象特定食料等の供給が減少していない場合であっても、供給不足が生じ得る不安等から、需要側では必要量以上の買占めや買い急ぎ、供給側では売惜しみや売り急ぎが生じるおそれがあり、これらが価格の高騰や地域間・業種間における需給の不均衡につながり、更なる買占め、売惜しみ等を招くなど連鎖的に悪影響を及ぼすことが懸念される。

こうした買占め、売惜しみ等を防ぎ、需給の見通しや価格動向に応じた適正な供給を確保するため必要がある場合には、主務大臣は本法第15条第１項の規定に基づき、措置対象特定食料等の出荷販売業者に対して、出荷・販売に関する数量、仕向け先等について調整するよう要請する。

要請については、当該措置対象特定食料等の流通の特徴や実際の事態の状況を踏まえつつ、需給の見通しに応じた国全体の適正な出荷・販売の考え方を示した上で、在庫の放出や保管、輸出仕向けの食品を国内仕向けに変更するなど、出荷・販売を行う地域や用途といった仕向け先の調整等により当該措置対象特定食料等を適正に出荷・販売することや、規格外品の出荷や廃棄の抑制等による出荷量・販売量を確保すること等について要請する。また、効率的かつ効果的に出荷又は販売の調整を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の取扱量や在庫量を有する出荷販売業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の出荷販売業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

なお、出荷又は販売の調整等に当たって特に必要がある場合には、当該措置